

# 令和7年度 訪問看護推進事業 公募型プロポーザル説明書

## 1 趣旨

在宅医療の推進を背景に、看護職員に対して訪問看護の実践に必要な知識・技術を習得させ、訪問看護人材の育成及び定着を図るとともに、利用者や家族などによる暴力・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）対策等を訪問看護事業所が講じることを支援することを目的とし、ひいては、資質を向上させ、及び、離職防止に繋げるための企画・運営に係る業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

## 2 業務概要

### (1) 名称

令和7年度訪問看護推進事業委託業務

### (2) 業務の内容及び委託料上限額

次に掲げる事業の企画・運營業務

訪問看護推進事業（業務の内容は別添事業委託仕様書に記載のとおり）

21,270千円（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

内訳ごとの上限額

①訪問看護師養成講習会 1,139千円

②訪問看護ステーション人材確保支援事業 18,531千円

③訪問看護ハラスメント対策事業 1,600千円

なお、当該事業に要した経費の実支出額と契約額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

### (3) 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

### (4) 留意事項

本事業の実施について、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合があります。また、その場合において、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできません。

## 3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生

手続き開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等(非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から看護職員を対象とした研修に関する業務を受託し、誠実に履行した実績があること。

#### 4 提出書類

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

- (1) 参加申込書の提出 各1部
  - ア 参加申込書 (様式1)
- (2) 企画提案書の提出 各正1部 副5部
  - ア 企画提案書(表紙) (様式2)
  - イ 事業者概要書 (様式3)
  - ウ 同種又は類似の業務実績 (様式4)

公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から看護職員を対象とした研修に関する業務を受託した実績を記載すること。
  - エ 実施体制 (様式5)

研修責任者及び担当者が、地域医療、訪問看護及び訪問看護における技術や多職種連携、ハラスメントの実態に関する知識を有していることを記載すること。
  - オ 事業計画書 (様式6)

- ① 訪問看護師養成講習会は、訪問看護で必要となる看護行為と、地域包括ケアシステムに対する理解を深める講義を企画するほか、講義・演習で学んだ内容の定着につながるような実習先を選定すること。また、実習先の選定理由を記載すること。

- ② プリセプターの配置に対する支援にあたっては、新人訪問看護師が自立して訪問看護を行うために必要となる知識・技術について、各事業所のプリセプターが適切に指導を行うことができる工夫について記載すること。
- ③ 訪問看護技術研修、訪問看護管理者研修及び多職種連携会議については、参加者の職種・職階等に応じて必要となる訪問看護に関する知識・技術を向上できるよう企画すること。
- ④ 教育計画・プログラム策定事業、認定看護師派遣調整事業及び訪問看護経営相談事業については、適切な教育プログラムの策定、事業所からの希望に沿った看護師の派遣及び事業所からの経営相談に対する的確な対応が実施できる内容とすること。
- ⑤ ハラスメント対策研修は、ハラスメントに対する正しい知識を身につけ、危険を予知する方法や悪化を防止する方法、被害発生時の対応方法などを理解することができるよう企画すること。
- ⑥ ハラスメント防止対策検討会議については、現場で活用可能な防止対策について協議し、意見をまとめることができる人選であること（人選理由等）を記載すること。
- ⑦ 受講者が参加しやすいような研修スケジュールとすること。
- ⑧ 各研修の定員を収容することができる会場を確保し、会場の定員を示すこと。
- ⑨ 別添事業委託仕様書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報等の管理上の効果的な対策・個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策を記載すること。

カ 見積書 (様式7)

(※) 上記ア～カの企画提案書等については、原本以外は提案者を特定することができる内容の記述（社名、印鑑、ロゴマーク、コーポレートカラー等）を記載してはいけません。記載がある場合は、その項目を無効とします。

## 5 参加申込書の提出

### (1) 提出期限

令和7年4月8日（火）の午後4時まで

### (2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和7年4月8日（火）午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

### (3) 提出書類

4（1）で示す書類

### (4) 電子契約の可否

本件は、電子契約も可とします。

電子契約を希望される場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書とあわせて電子メール、郵送または持参の方法により提出してください。

## 6 質問及び回答

### (1) 質問受付期限

令和7年4月2日（水）の午後4時まで

(2) 提出書類

ア 質問票 (様式8)

(3) 質問方法

上記(2)の書類に質問内容を記入し、事前に電話連絡の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください(審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。)

なお、連絡先・提出先は「13. 問い合わせ先」に同じです。

(4) 回答方法

各事業者からの質問については、令和7年3月6日(木)午後4時までに回答内容をホームページ上で公表します。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年4月15日(火)の午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法は、持参又は郵送によるものとします。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和7年4月15日(火)午後4時までに到着したものに限り受け付けます。

提出先は「13 問い合わせ先」に同じです。

(3) 提出書類

4(2)で示す書類

## 8 企画提案書の審査

(1) 最優秀提案者の選定及び審査基準

提出された企画提案書について、「奈良県訪問看護推進事業プロポーザル審査委員会」において、別紙1の審査基準に基づき審査を行うものとし、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を最優秀提案者として選定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書の審査については、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は失格とします。

ア プレゼンテーション及びヒアリングの日時・場所は以下を予定しています。

日時：令和7年4月17日(木) 午前11時(予定)

場所：奈良県会計局総務課入札室(奈良県庁主棟6階)(予定)

なお、時間等詳細については、後日、対象者に対して通知します。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は3名までとします。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間配分は1提案者あたり20分(内訳はプレゼンテーション10分、ヒアリング10分)とします。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知します。

また、以下の事項について奈良県ホームページに登載します。ただし、受託者以外の業者名

は公表しません。

- ・業務名
- ・受託者の所在地、名称、代表者氏名
- ・審査年月日
- ・受託者・提案者ごと、評価項目ごとの評価点及び合計点

## 9 委託契約の締結について

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき委託契約を締結します。

契約額は、企画提案書に記載された所要経費の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することになります。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった事業者を受託者として、同様の手続を行うこととします。

## 10 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しません。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 一旦提出された書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めません。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する費用は各事業者の負担とします。
- (6) 応募者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
  - ① 上記3に示した参加資格が備わっていないとき。
  - ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
  - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
  - ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
  - ⑤ 内訳ごとの委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。
  - ⑥ その他不正な行為があったとき。
- (7) 提出書類を提出後に、応募者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の資格を失うものとします。
- (8) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届けてください。
- (9) 受託者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により奈良県の承認を得なければなりません。この場合において、受託者は第三者の行為について奈良県に対して全ての責任を負うものとします。
- (10) 別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守するものとします。
- (11) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

## 13 問い合わせ先

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室看護師対策係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁主棟 3階

TEL : 0742-27-8655 (ダイヤルイン)

FAX : 0742-27-7811

E-mail : [ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp](mailto:ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp)

## 訪問看護推進事業 業務委託事業者選定に係る審査基準

## 審査対象事項

審査項目 (評価項目)	審査基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1 業務実績 (5点)	① 看護職員を対象とした研修に関する実績を豊富に有しているか。 ＜評価基準＞ 過去5年以内に実績が3件以上ある・・・5点 過去5年以内に実績が2件以上ある・・・4点 過去5年以内に実績が1件以上ある・・・3点	5点	5点	1.0
2 配置予定者の 実施体制 (15点)	① 訪問看護師養成講習会 地域医療や訪問看護に関する知識を豊富に有している研修責任者等を配置しているか。	5点	5点	1.0
	② 訪問看護ステーション人材確保支援事業 訪問看護における、技術や多職種連携に関する知識を豊富に有している研修責任者等を配置しているか。	5点	5点	1.0
	③ 訪問看護ハラスメント対策事業 訪問看護における、ハラスメント対策に関する知識を豊富に有している研修責任者等を配置しているか。	5点	5点	1.0
3 効果的な 事業遂行 能力 (60点)	① 訪問看護師養成講習会 訪問看護で必要となる看護行為と地域包括ケアシステムに対する理解を深める、効果的な講義・演習内容となっているか。	10点	10点	1.0
	② 訪問看護ステーション人材確保支援事業 ・プリセプターの配置に対する支援にあたっては、新人訪問看護師が自立して訪問看護を行うために必要となる知識・技術について、各事業所のプリセプターが適切に指導を行うことができる工夫がされているか。 ・研修や連携会議により、幅広い層の看護職員が、訪問看護に関する知識・技術を向上できる効果的な内容となっているか。 ・適切な教育プログラムの策定、事業所からの希望に沿った看護師の派遣及び事業所からの経営相談に対する確かな対応が実施できる内容となっているか。	40点	10点	4.0
	③ ハラスメント対策事業 ハラスメント対策に対する正しい知識を身につけることができる、効果的な研修内容となっているか。 検討会議は現場で活用可能な防止対策について協議し、意見をまとめられる人選となっているか。	10点	10点	1.0
4 スケジュール (5点)	① 受講者が参加しやすいような研修スケジュールとなっているか。	5点	5点	1.0
5 個人情報保護等情報管理体制 (5点)	① 個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）について記述されているか。 ② 個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策（計画）について記述されているか。	5点	5点	1.0
6 経費 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） ※小数点以下切り捨て	10点		
合 計		100点		

・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

・提案者が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、受託事業者として特定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

#### 項目別配点

審査（評価）	配点
極めて高い（極めて良好）	5
高い（良好）	4
中位（普通）	3
やや低い（やや不十分）	2
低い（不十分）	1



公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

## (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

## (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

## (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

## (取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

## (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## (損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、本契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。